

政策評価制度に関する見直しの方向性 (ポイント)

平成 17 年 6 月 17 日
総 務 省

行政機関が行う政策の評価に関する法律 附則第 2 条

政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

法の施行日：平成 14 年 4 月 1 日

I 法の施行状況の検討結果

- 政策評価がマネジメント・サイクルの中に定着
 - ・ 毎年度約 1 万件の政策評価を実施、予算要求等政策へ反映
 - ・ 達成目標の数値化割合増加 (H14:34%→H16:55%)
- 課題 [評価と予算の連携強化、重要政策に関する評価の徹底、評価の客観性の確保等]
 - ・ 「政策評価に関する決議」(H15. 7. 18 参議院本会議)
 - ・ 「政策評価制度の見直しに関する決議」(H17. 6. 13 参議院行政監視委員会)
 - ・ 「政策評価制度に関する見直しの論点整理」(H16. 12. 21 政策評価分科会)
 - ・ 「成果主義型予算の実現のために」(経済財政諮問会議有識者議員提出 H17. 3. 10)
- 以上を踏まえ、以下のとおり、対応方策を整理。
- 今後、本年内に基本方針(閣議決定)の改定や新ガイドラインの策定等を行い、平成 18 年度から実施。

II 今後の課題と対応方策

評価結果の予算要求等政策への反映

- 政策評価調書 (各府省が予算要求の際に提出) の単位や予算書・決算書の表示科目を政策評価の対象である「施策」程度の括りと一致させる方向
 - ・ 施策レベルを対象とした評価 (実績評価方式：16 年度で約 750 件) に一層注力
- 「政策－施策－事務事業」などの政策体系をあらかじめ明示
 - ・ 政策全体における施策の位置付けや施策を構成する事務事業をあらかじめ明確化
- 各府省における説明責任の徹底
 - ・ 評価結果の政策への反映の方向性を評価書に記載
 - ・ 予算要求等にどのように反映したかのつながりを明確化
- 新規事業等は事前の事業評価を積極的に行い、事後検証
 - ・ 施策との関係を明確化して実施

重要政策に関する評価の徹底

- **政策評価の重点化・効率化**
 - ・ 各府省において重点政策の評価に注力するなどメリハリ付け。
- **複数府省が関係する政策**
 - ・ 関係府省が政策を企画立案する際の達成目標の明確化
 - ・ 総務省が国民の視点に立って評価の必要性が高いテーマを府省横断的に評価
- **規制の事前評価の早期義務付けに向けた取組**
 - ・ 評価手法の開発を推進しつつ、具体的な枠組みを検討
 - ・ 16年10月から規制影響分析(RIA)を試行的に実施(17年4月時点で41件)
※規制の新設や修正に際し、想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析

評価の客観性の確保

- **達成目標を数値化等により適切に明示**
- **学識経験者の知見を適切、有効に活用**
 - ・ 計画策定等評価活動全般は会議体で、政策分野ごとには専門家から個別具体的に
- **総務省によるチェック対象の重点化と内容面の点検の本格化**
- **外部から検証することが可能となるようデータ等の公表を徹底**

国民への説明責任の徹底

- **国民に分かりやすい評価書・要旨の作成、評価書・要旨の標準化**
 - ・ 要旨は簡潔に、評価書は情報や関連資料の所在を盛り込むなど役割分担
- **政策評価制度の広報を積極的に展開し、国民的議論を活性化**
 - ・ 政策評価フォーラムを全国各地で開催 (H16、H17 全国3箇所で開催)



政策評価制度に関する見直しの方向性

<目次>

I 法施行後3年間の取組の総括	
法の目的	2
法施行後3年間の取組	2
政策評価制度に関するこれまでの指摘	2
政策評価制度に関する見直し	3
II 今後の課題と対応方策	
1 評価結果の予算要求等政策への反映	
政策評価と予算・決算の連携の強化	3
政策の体系化	4
政策評価に基づいた政策の企画立案の徹底	5
事前評価の的確な実施と政策改善・見直しへの反映	5
予算要求等政策へ反映の説明責任の徹底	5
制度見直しの際などの総合的な評価	6
2 重要政策に関する評価の徹底	
政策評価の重点化・効率化	6
政府全体の政策の統一性・総合性を確保するための評価	6
規制の事前評価の義務付けに向けた取組	7
3 評価の客観性の確保	
達成目標の明示への取組	8
政策のコスト・効果の把握	8
学識経験者の知見の活用	9
総務省による客観性担保評価活動	9
外部からの検証可能性の確保	9
4 国民への説明責任の徹底	
国民への分かりやすさの確保、評価書・要旨の標準化	10
国民的議論の活性化	11
5 政策評価の基盤整備	
職員の意識改革	11
総務省による各府省の取組の支援	11
地方公共団体との連携	12

I 法施行後3年間の取組の総括

(法の目的)

「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(平成13年法律第86号)(以下「法」という。)は、効果的・効率的な行政の推進に資することと政府の諸活動について国民に説明する責務を全うすることを目的として、平成14年4月に施行された。

法附則第2条では、「政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする」こととされている。

(法施行後3年間の取組)

この3年間の法の施行状況については、各府省において、毎年度約1万件の政策評価が実施され、評価結果の予算要求等政策への反映に努めてきているところであり、政策評価が各府省のマネジメント・サイクルの中に定着し、着実に実施されていると考えられる。その中で、具体的に進展があった取組としては、例えば、

- ① 達成目標が数値化等により明示されている政策の割合が、平成14年度は約34%だったのが、16年度は約55%に上昇したこと、
- ② 8月末の予算要求までに、次年度の予算要求等に係る政策評価が実施されるようになり、政策評価の実施・公表時期を早期化したことなどが挙げられる。

(政策評価制度に関するこれまでの指摘)

一方で、昨年4月に、政策評価・独立行政法人評価委員会の政策評価分科会から、評価の質の向上、国民的視点から評価の必要性が高い分野の評価の実施や、外部からの検証可能性の確保、国民的議論の活性化などの課題が提起されるなど、政策評価制度の改善・充実に向けてなお取り組むべき課題も指摘されてきたところである。

これまで、法の施行状況の検討のため、総務省において各府省における政策評価の取組状況を把握するとともに、政策評価分科会において各府省との意見交換を実施し、昨年12月には「政策評価制度に関する見直しの論点整理」を取りまとめるなどの検討を行ってきたところである。

国会においては、「政策評価に関する決議」（平成 15 年 7 月 18 日参議院本会議）、「政策評価制度の見直しに関する決議」（平成 17 年 6 月 13 日参議院行政監視委員会）が行われるなど、政策評価の在り方等について議論が重ねられてきた。また、経済財政諮問会議など各方面においても様々な議論が行われてきた。

（政策評価制度に関する見直し）

今般、本年 4 月に法の施行から 3 年が経過したことを受け、法附則第 2 条に基づき、法の施行状況に検討を加えた結果、今後の課題とそれらに対応するための方策を以下のとおり整理した。

今後、本年内にこれらの対応方策を盛り込んだ「政策評価に関する基本方針」（平成 13 年 12 月 28 日閣議決定）の改定、新たなガイドラインの策定などを行い、平成 18 年度の評価から実施に移すものとする。

なお、政策評価制度は、多様な政策を包括的に対象とし、また、3 年前に新たに法が制定された制度であるため、試行錯誤を伴う面も多く、さらに、政策評価と予算・決算との連携強化に向けた取組などに当たり、対応すべき新たな課題が生じることも予想されることから、今後も、更に改善が必要とされる事項が生じた場合には、その都度必要な見直しを行い、政策評価制度の改善・充実を図るものとする。

Ⅱ 今後の課題と対応方策

1 評価結果の予算要求等政策への反映

（政策評価と予算・決算との連携の強化）

各府省において、評価結果を適切に予算要求等に反映させる観点から、8 月末の予算要求までに次年度の予算要求等に係る政策評価が実施されるようになり、政策評価の実施・公表時期の早期化が進展した。

しかし、政策決定に当たって政策評価の結果に基づいて具体的な議論が行われているケースは依然として少ない。予算作成等に各府省が行った政策評価の結果を活用す

る立場にある財務省等からも、定性的・抽象的な記述にとどまるものが多く見受けられ、客観性・中立性が担保されていないなど評価の質が乏しく活用が困難なものも依然として多いといった指摘や、政策の必要性の観点からの評価に重点が置かれているものが多く、有効性や効率性の観点からの評価が必ずしも十分ではなかったとの指摘がなされている。このため、評価結果を適切に予算要求等政策に反映し、かつ予算編成に当たって活用しやすいものにしていく必要がある。

現在、財務省において、政策評価調書の単位をできる限り各府省における政策評価の単位である施策程度の括りに一致させるとともに、施策を構成する事務事業については同調書の中でその要求額等の記載を求め、また、予算書・決算書の表示科目の単位を施策程度とすることにより政策評価と予算・決算との連携強化を図る方向で検討が進められている。これを受け、政策評価—予算—決算の連携強化を図るために、今後、施策等を対象とした評価の重要性が増すと考えられ、このことを踏まえて評価に取り組み、評価結果の予算要求等への反映の徹底を図ることとする。

(政策の体系化)

各府省の広義の政策は、「目的—手段」の連鎖の下に、「政策—施策—事務事業」などの体系を構成しているが、相当数の府省において、政策全体の評価を的確に行うため、政策を体系化し、政策を構成する要素を明示する取組が進んでいる。「政策—施策—事務事業」などの区分は相対的なものであり、各府省による体系化は、画一的なものではないが、政策の体系化は、上位の目的に照らした評価を行うことで評価の的確さを確保するとともに、予算編成過程において評価結果を適切に活用するために重要である。

また、一部の府省では、実績評価方式を用いた評価を補うため、目標の達成状況が不十分である場合等の政策手段別評価や、政策を構成する下位の事務事業についても政策評価を実施するなどの取組が行われている。

今後、各府省において政策体系（「政策—施策—事務事業」などの体系）をあらかじめ明らかにし、政策全体における施策等の位置付けや、施策を構成する主要な事務事業など政策の構成要素を明示した上で、政策の評価を行うこととする。なお、政策体系に変更・追加があった場合は、適宜対応することとする。

(政策評価に基づいた政策の企画立案の徹底)

予算要求等政策の企画立案に当たって、政策評価が行われてはいるものの、これに基づいて具体的な議論が行われるケースは依然として少ない状況にある。

今後、省議などにおいて重要な政策決定が行われる際は、できる限り評価結果に基づいた議論が行われるようにし、予算要求等の際には政策評価担当組織と予算等取りまとめ部局が合同ヒアリングを行うようにするなど一層連携を強化することとする。

(事前評価の的確な実施と政策の改善・見直しへの反映)

相当数の府省において、事前評価が義務付けられている3分野（研究開発課題、個別公共事業、個別政府開発援助）以外の分野についても、新規事業等について予算要求等を行う際に自主的に行うなど、事前評価に積極的に取り組んでいるが、その結果が評価対象政策の改善・見直しに十分明確につながっているとは言い難い状況にある。

今後も、効果的・効率的な行政の実現に向け、事前評価については、新規に開始しようとする事業等について、施策等との関係を明らかにした上で、必要に応じて関連する施策の事後評価の結果を踏まえ、積極的に実施することとする。その際、得ようとする効果や事後的な評価方法等を明らかにして必要に応じて事後評価など事後の検証を行うこととする。

また、事前評価を行う際には、政策の採択や実施の可否の判断に資する主要な情報を明らかにすることとする。その際、複数の代替案の中からの適切な政策の選択、新規又は既存の政策の改善・見直し等の過程を明らかにすることとする。

(予算要求等政策への反映の説明責任の徹底)

各府省において、社会経済情勢の変化から制度見直しを要する政策や実現に多額な費用を要する政策などを適期に評価し、その結果を予算要求等に反映することが重要である。このため、評価結果に基づいた政策への反映の方向性を評価書に記載したり、評価結果を予算要求等にどのように反映したかのつながりを適期に明らかにするなどにより説明責任を徹底することとする。

総務省は、効果的・効率的な行政の実現に資するよう、これらを始めとする評価結果の予算要求等への反映状況について、説明責任の徹底を推進するとともに、政策の

廃止、縮小や重点化などの反映状況を取りまとめ、具体的に公表することとする。

(制度見直しの際などの総合的な評価)

制度の改正など政策の大幅な見直しの際には、中長期的な観点から検討する必要性も高く、今後、政策を様々な角度から分析して問題点を把握するとともにその原因を分析することに適した総合評価方式などを用いて総合的に評価することとする。その際、審議会等の答申や白書等による分析結果を評価に積極的に活用することも検討することとする。

2 重要政策に関する評価の徹底

(政策評価の重点化・効率化)

評価に用いられる各種資源等には限りがあり、評価作業への負担感が相当大きい中で、力点を置いて取り組むべき評価活動に注力するためには、政策評価の重点化・効率化を図ることが求められる。

複数の府省において、政策の優先度や国民の視点に立って必要性が高い政策について重点的に評価を行ったり、実績評価方式の評価対象となる政策を整理し主要な政策について評価を実施したりするなどの取組が進んでおり、今後、各府省において、例えば各年度の重要政策への評価に重点を置くなど、政策評価の重点化を図ることとする。

また、実績評価方式を用いて評価を実施する際には、例えば、あらかじめ設定した目標の達成度に関して毎年度実績の測定を行うこととし、その上で施策を構成する事務事業レベルに問題があるものなどについては必要に応じて掘り下げた分析を行ったり、一定期間経過後に総括的な評価を行うなど、業務量・緊急性等を勘案しつつ効率的かつ柔軟に対応することとする。

(政府全体の政策の統一性・総合性を確保するための評価)

総務省による政府全体の政策の統一性・総合性を確保するための評価については、法施行後3年で11件実施（統一性確保評価：3件、総合性確保評価：8件）してきた

ところである。

平成 16 年度から導入された「政策群」など複数府省が関係する政策の企画立案の際、政策の達成目標、目標期間、達成目標と政策手段との関係などを明確にする取組が行われてきているが、いまだこれらの事項が十分に明らかにされていないものや、関係施策が極めて多岐にわたっているため、政策全体を効果的・効率的に評価することが困難なものがある。

今後、関係府省は、複数府省が関係する政策の企画立案の際、政策の達成目標、目標期間、達成目標と政策手段との関係などの明確化を図ることとする。総務省は、評価のテーマ選定に当たっては、引き続き、国民の視点に立って評価の必要性が高い分野を適切に取り上げるとともに、各府省の協力を得て、政策の達成目標等が十分明確になっていない場合でも、指標の設定や調査分析手法に工夫をこらしつつ評価を実施することとする。また、関係施策が極めて多岐にわたっている政策については、評価の結果を政策に適切に反映するために合理的と認められる単位により評価していくこととする。

(規制の事前評価の義務付けに向けた取組)

規制影響分析 (Regulatory Impact Analysis :RIA) は、規制の導入や修正に際し、実施に当たって想定されるコストや便益といった影響を客観的に分析し、公表することにより、規制制定過程における客観性と透明性の向上を目指す手法であるが、「規制改革・民間開放推進 3 か年計画」(平成 16 年 3 月 19 日閣議決定) に基づき、各府省において平成 16 年度から試行的に実施され、17 年 4 月までに 41 件が実施されたところである。

また、平成 17 年 3 月 25 日に改定された同計画においては、規制改革・民間開放推進会議と連携しつつ、試行的な RIA の実施状況を速やかに把握・分析し、その結果を取りまとめるとともに、これにより得られた知見・情報等の各府省への提供や調査研究等に一層積極的に取り組み、評価手法が開発された時点で「行政機関が行う政策の評価に関する法律」の枠組みの下で規制の事前評価を早期に義務付けるための取組を進めるとされたところである。

このため、総務省において、各府省が平成 16 年度から行っている試行的な RIA の実

施状況を早急に取りまとめ、公表することとする。

また、今後、各府省が行った試行的な RIA についてより詳細に分析し、評価手法の開発の推進状況について検証するとともに、事前評価を義務付ける対象の合理的な範囲や評価を実施する時点など早期義務付けに向けた具体的な枠組みの検討を行うこととする。

3 評価の客観性の確保

(達成目標の明示への取組)

実績評価方式を用いた評価においては、まず、適切な目標や指標を設定することが肝要である。さらに、評価の客観性を確保するためには、目標の達成水準の数値化等が重要である。目標の達成水準の数値化等については、各府省において取組が進んできているが、今後も、目標設定に当たって、諸外国の事例の調査研究の成果や各府省の取組を参考にしつつ、できる限り達成目標の定量化に取り組むこととする。

また、定量化が困難な場合には、達成目標を具体的に明示することで評価の実効性を確保することとする。

なお、政策の特性にかんがみて目標の設定になじまず実績評価方式で評価を行うことが困難な場合は、施策レベルを単位としつつ、総合評価方式等他の方式を用いて評価を行うなど柔軟に対応することとする。

一方、目標や評価に用いるデータ、指標については、できる限り、あらかじめ明示するとともに、それをを用いる考え方を明示することとする。

(政策のコスト・効果の把握)

評価の客観性を確保するためには、また、効率性などの観点から行われる評価を適切に行うためには、政策のコスト・効果を定量的に把握することが重要であり、相当数の府省において、これに向け調査研究などの取組がなされている。

今後も、可能なものはできる限り定量的に把握できるよう、総務省及び各府省において諸外国の事例の調査研究などの実施に努め、その結果を政府全体として共有する

こととする。

(学識経験者の知見の活用)

各府省の評価における学識経験者の知見の活用については、ほとんどの府省において、政策評価の客観性の確保等の観点から、行政外部の学識経験者から成る会議が開催されており、基本計画、実施計画の策定や評価書の取りまとめに当たって全般的に意見を聴くなど、学識経験者の知見の活用に取り組んでいる。

今後、計画の策定など評価活動全般にわたるものについては学識経験者から成る会議を活用したり、政策の分野に応じてその専門的知見を有する学識経験者の意見を個別、具体的に聴くなど、適切な形で一層有効に活用することとする。

また、学識経験者の活用の基本的な考え方については、各府省の基本計画等において具体的に記載することを促進し、学識経験者の意見内容や、それらを評価結果に反映した場合はその具体的な反映内容を評価書に明記すること、それらをホームページ上で公表することとする。

(総務省による客観性担保評価活動)

総務省による客観性担保評価活動については、これまでは各府省が行った政策評価全般を対象としており、評価の実施手続における客観性・厳格性の達成水準等に関する審査が中心となっていた。

今後、審査対象を重点化するとともに、評価の内容面も視野に入れて活動を行うこととする。また、年度末に取りまとめる審査の総括報告において各府省の取組の参考になる推奨事例の紹介等に一層積極的に取り組むこととする。

(外部からの検証可能性の確保)

評価の客観性確保の点からは、各府省が行った政策評価の結果やそれに至るプロセスを行政の外部から検証できるようにすることが重要であり、各府省において、評価結果をホームページ上で公表し、外部からのアクセスを容易にする取組が行われており、一部の府省では、政策ごとに事前評価から事後評価の一連の経緯が分かる形で整理されている。

今後も、評価結果の基礎となるデータなど評価に関する情報について、入手しやすさに配慮した形で公表することを徹底することにより、評価結果に対する外部からの検証可能性を確保し、必要に応じ、外部の意見を吸収することに努めることとする。また、データ等が不足して外部から検証することができないなどの意見・要望が総務省及び各府省の意見・要望窓口に寄せられた場合は、それらの情報を基に、外部検証を確保するための措置を講ずることとする。また、各府省に共通する問題点が生じた場合には、随時考え方を整理して各府省に提示することとする。

4 国民への説明責任の徹底

(国民への分かりやすさの確保、評価書・要旨の標準化)

国民が政策への判断を行うことに資する情報を提供することが政策評価の目的の一つであり、国民に対し、評価の対象とした政策に関する情報を分かりやすく伝えるとともに、一方で詳細に提供することも重要であり、評価書本体と要旨の役割分担を明確にして、これらの要請に対応することが必要である。

評価書・要旨を国民に分かりやすくするための取組については、相当数の府省において、法で作成を義務付けられている評価書の要旨を適切な形でホームページに掲載したり、図表の活用を図るなどの工夫を行っている。また、個別公共事業については事業評価方式を用い、一覧性のある様式により整理してきている。

一方、各府省においては、実績評価方式を用いた評価が広く用いられているが、評価の観点や実施時期など法定記載事項が必ずしも明確に記載されていない府省もある。

こうした状況を踏まえ、評価方式の特性を勘案して、法定記載事項が明確に記載されたものとなるよう標準的な様式を提示し、その際、法定記載事項ごとに具体的にどのような内容を記載すべきかも明示することとする。これを基に、各府省は、学識経験者の意見等も踏まえ、政策特性や任意に記載する事項に応じた様式を規定することとする。また、効率性にも留意しつつ、専門的な用語の説明や注釈などにより分かりやすいものとする、外部からの検証が可能となるよう評価に関する情報や関連資料の所在情報をできる限り盛り込むことを徹底することとする。

また、評価書の要旨は基本的に評価書ごとの概要が国民に分かりやすいものとなるように作成することを徹底し、要旨への必要的記載事項については、評価書の記載事項に沿って評価として備えるべき要素を横断的に検証できるよう、できる限り標準化する。また、要旨においては、評価書の該当部分等を容易に参照できるよう、その所在情報を明記することとする。

(国民的議論の活性化)

政策評価について、より多くの国民から理解を得ることが重要であり、総務省では、平成16年度に東京、大阪、福岡の3か所で「政策評価フォーラム」を開催したほか、政府広報を通じて政策評価制度に関する広報に取り組んできている。

また、各府省でも、パンフレットの作成、政策評価に関する情報の全国の図書館、大学等への配布などの広報活動や、国民からの意見募集などの取組も行われている。

国民による様々な評価や判断に資するよう政策に関する情報を提供することが政策評価の目的の一つであり、今後とも、総務省において同フォーラムを更に全国各地で開催するなど、積極的に広報活動を展開することにより、国民的議論が活性化するよう努める。

5 政策評価の基盤整備

(職員の意識改革)

ほとんどの府省において、政策評価の導入後、成果重視の考え方、政策評価の必要性等についての認識が広がっており、職員の意識は変わりつつある。

今後も、政策評価制度についての問題点を適期に把握し、改善・充実を図り、政策評価制度をより一層各府省の職員に浸透させていく。

(総務省による各府省の取組の支援)

総務省は、政策評価支援システムの整備や、政策評価関連情報の収集・整理、各府省への提供などを行ってきている。

今後も、総務省において、各府省の先進的な取組を紹介したり、各府省の要望も踏

まえつつ、場合によっては共同で調査研究等を実施してその結果を各府省に提供するほか、実践的な研修を実施するなど、各府省の政策評価作業に資するための活動を一層積極的に行うこととする。

(地方公共団体との連携)

総務省においては、地方支分部局を活用して、地方公共団体の行政評価担当者との意見交換を実施するなど、地方公共団体との連携を図ってきている。また、直轄事業や補助事業等の評価について、地方公共団体からデータを収集しやすくするよう協力を得るための努力を行っている府省もある。

今後も、国の政策評価を行うに当たって、必要に応じて地方公共団体の協力を得たり、地方公共団体における評価の取組を参考にするために、地方公共団体との連携に一層積極的に取り組むこととする。